

回 覧

平成22年4月21日

町民各位

一宮町長 玉川 孫一郎

計量器（はかり）の定期検査事前申請の受付について

計量法に基づく計量器の定期検査が、平成22年6月28日（月）に行われます。

対象となる計量器をお持ちの方は、必ず検査を受けられるようお知らせいたします。

尚、4月26日（月）～5月28日（金）まで、事前に検査手続き（定期検査申請書への記入）を行いますので、役場2階産業観光課までお越し下さい。

※ 定期検査申請書には、検査を受ける計量器の種類・台数・能力を記入していただきます。

定期検査対象業種の具体例

- ① 各種商店で、はかりを商取引に使用している場合。
- ② 薬局・病院の調剤用のはかり、及び健康診断に使用している体重計
- ③ 保育所、小・中・高等学校で健康診断に使用する体重計
- ④ 米集荷用のはかり
- ⑤ 各種工場の受入、出荷時の取引用のはかり
- ⑥ 運送会社の使用するはかり、宅急便取次店で使用するはかり

定期検査対象外業種の例

- ① 農家で米供出用に使用するはかり（庭先取引・行商は対象）
- ② 浴場・旅館等にある体重計
- ③ 事務所等で封筒の郵便料金を知る為に使用されるレタースケール

問合せ先 一宮町産業観光課 電話 42-1425